

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

規則	四四
○福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	
訓令	四五
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	
告示	四五
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があつた件	
○土地改良区の定款の変更を認可した件	四五
○県営土地改良事業計画を変更した件	四五
○市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件	四五
公告	四五
○一般競争入札を行う件	
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四五
福島県公安委員会	四五
○福島県道路交通規則の一部を改正する規則	四五

## 規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第四十八号

#### 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、」に改め、「平成二十三年政令第十五号」の下に「並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関

する法律（令和四年法律第三十七号。以下「みどりの食料システム法」という。）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十九号）を加え、「又は促進事業者」を「促進事業者」に改め、「促進事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は認定農林漁業者（みどりの食料システム法第二十三条に規定する認定計画に従つてみどりの食料システム法第十九条第五項第四号又は第二十一条第五項第四号に掲げる措置を実施するみどりの食料システム法第二十六条に規定する認定農林漁業者をいう。以下同じ。）を加える。

第二条第一項中「及び一促進事業者」を「一促進事業者及び一認定農林漁業者」に改め、同条第二項第九号中「資金」の下に「を借り入れる場合」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 みどりの食料システム法第二十六条に規定する認定農林漁業者がみどりの食料システム法第二十三条に規定する認定計画に従つてみどりの食料システム法第十九条第五項第四号又は第二十一条第五項第四号に掲げる措置を実施するのに必要なみどりの食料システム法第二十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合 十二年以内

第三条第一項中「又は促進事業者」を「促進事業者又は認定農林漁業者」に改める。

附則第四項中「者」の下に「（以下「特例該当者」という。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号。以下「特例政令」という。）第六条第二項に規定する日」に改め、「同項第二号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同項第三号中「十五年」とあるのは「十八年」と、同項第六号から同項第九号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と及び「と、同項第六号、第五号、第六号及び第九号」とあるのは「前項第六号及び第九号に掲げる場合における貸付金の据置期間は八年以内とし、前項第一号及び第五号」を削る。

附則第五項を附則第十一項とし、附則第四項の次に次の六項を加える。

5 特例該当者であつて、東日本大震災の後特例政令第八条第二項に規定する日までに暫定措置法施行令第七条第一項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第二条の適用については、同条第二項第二号中「十二年」とあるのは「十五年」とする。

6 特例該当者であつて、東日本大震災の後特例政令第十条第二項に規定する日までに林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第三条第一項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第二条の適用については、同条第二項第三号中「十五年」とあるのは「十八年」とする。

7 特例該当者であつて、東日本大震災の後特例政令第十二条第二項に規定する日までに農工商等連携促進法第十三条第二項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第二条の適用については、同条第二項第六号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

8 特例該当者であつて、東日本大震災の後特例政令第十三条第二項に規定する日までに農林漁業バイオ燃料法第九条に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第二条

の適用については、同条第二項第七号中「十二年」とあるのは「十五年」とする。  
 9 特例該当者であつて、東日本大震災の後特例政令第十五条第二項に規定する日までに建築物木材利用促進法第十九条に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第二条の適用については、同条第二項第八号中「十二年」とあるのは「十五年」とする。  
 10 特例該当者であつて、東日本大震災の後特例政令第十六条第二項に規定する日までに六次産業化法第十条第二項に規定する資金の貸付けを受けるものに対する第二条の適用については、同条第二項第九号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 (森林計画課)

訓 令

福島県訓令第十九号

本庁 機関  
 出先 機関  
 職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和四年十月七日  
 福島県知事 内堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表(第三条関係)	(略)	(略)	別表(第三条関係)	(略)	(略)
福島県立 ふくしま 医療セン ターここ ろの杜整	西白河郡 矢吹町滝 八幡一〇 番地(ふ くしま医	福島県立 ふくしま 医療セン ターここ ろの杜整	(仮称) 福島県立 こころの 医療セン ター整備	西白河郡 矢吹町滝 八幡一〇 番地(矢 吹病院)	(仮称) 福島県立 こころの 医療セン ター整備

備工事の 監理に関 する業務 に従事す る職員	療センター こころの 杜)	備工事の 監理に関 すること。	工事の監 理に関す る業務に 従事する 職員	工事の監 理に関す ること。
-------------------------------------	---------------------	-----------------------	------------------------------------	----------------------

附 則  
 この訓令は、令和四年十月十二日から施行する。  
 (行政経営課)

告 示

福島県告示第六百七十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
 令和四年十月七日  
 福島県知事 内堀 雅 雄

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	須賀川市	令和四年九月二十八日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第六百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、泉崎村土地改良区から令和四年九月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。  
 令和四年十月七日  
 福島県知事 内堀 雅 雄  
 (農村計画課)

福島県告示第六百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、駒形第三地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための

土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和四年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年十月十二日から

同 月三十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

喜多方市役所及び湯川村役場

(農村計画課)

**福島県告示第六百七十八号**

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年十月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 組合の名称

いわき駅並木通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

(変更前) 令和元年七月九日から令和五年三月三十一日まで

(変更後) 令和元年七月九日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

いわき市平字田町の一部の区域

四 事務所所在地

いわき市平字材木町四十六番地

五 設立認可の年月日

令和元年七月九日

六 変更認可の年月日

令和四年九月十六日

(まちづくり推進課)

**公 告**

**公告第229号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年10月7日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁舎の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎(福島県福島市杉妻町2番16号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年10月26日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年10月26日(水)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年10月7日(金)から同月26日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同月10日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年10月14日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和4年11月16日(水)午前10時

(2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月15日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を控除した金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の

執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 16 November 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 15 November 2022
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

#### 公告第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、檜葉町から広野檜葉都市計画ごみ焼却場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

#### 福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月7日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

**福島県公安委員会規則第4号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第1号中「昭和40年国家公安委員会規則第3号」を「令和4年国家公安委員会規則第15号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（交通規制課）